



税理士法人 小山会計

2025'
7月



〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com

2025年8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2025年8月の予定

- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・
地方消費税の中間申告と納付 期限=31日迄
 - ・個人住民税第2期分の納付
 - ・個人事業税第1期分の納付
- 以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日

2025年9月の予定

- ・特別な処理事項なし



※ ■ は事務所全体が休みです

2025年9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

最近思うこと

25' July

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

最近、何かすべてが八方塞がりのように感じませんか！ 人口問題：…ついに日本の出生数が70万人を割った。これまで少子化対策を一応実行してきたとしても、きっとポイントがずれているので、まったく少子化に歯止めがかかっていない。おそらくこの流れはしばらく続くのだろう。そして幼稚園から大学の経営までも益々厳しくなるだろう。しばらく生産人口が減少し続けるのだから、人の雇用は益々難しくなる。人の雇用は、ハローワーク(ハローワーク)の存在価値はどうなるのか？ 民間の業者にかなりの手数料を支払ってでも何とかしなければならぬ。海外からの人材支援がなければ、仕事が成り立たない業種も出てくるだろう。経営者は経営状況があまり芳しくなくても、雇用の確保のために賃上げせざるを得ない。国は、賃上げ責任を経営者に一方的に負わせている。働き手も生活のために手取り収入を増やそうとしても、2024年問題で時間制限がかかり、且つ税金や社会保障費負担が重いので、手取り収入は増加しない。年収の壁対策と言っても、気持ちばかり所得控除が増えただけで、それも結局は公正性と称して複雑な税制が成立しただけで、社会保障費まで考慮すると果たして手取り収入は増加するのか？ 社員のケース・パワハラ等の問題も、最後はすべて経営者の使用者責任となる。

食の問題：…一番国民にとって大事な問題も米価の高騰によって露呈した。本当に何か有事があり食料の輸入が止まった時に、国民は自給自足で生きていけるのか。国防の問題もとても大切であるが、その前に国民は飢え死にしないだろうか？ 我々国民にとって、とても大切な現在の第一次産業の方々が、今後継続して事業承継できる体制はとれているのか。そして日本経済を支えている大多数を占める中小企業が存続し、事業承継してゆくことは可能なのか？ もう事業承継の問題が叫ばれてから十数年が経過しているが、まったくといって解決していない。事業承継の最重要課題である非公開株式の問題(非常に要件の厳しい特例の事業承継税制の適用期限も延長しない?)について、どれだけ官僚は真摯に捉えているのだろうか？ 今、色々な問題を抱えている経営者に、経営のみならず事業承継(非公開の株式等対策)のことまで別に考えろと言っても、それはあまりにも酷なことである。すべてが制度疲労し、もう目先だけの対処療法だけでは、おそらく解決しないだろう。すべてゼロベースで、中長期的な視点に立ち、国際的見地から日本をどうのようにしてゆくかの決断が迫られていると思う。それには当然、相当な痛みが発生し、負担は公平にする(上に立つ者から責任を持つ)ことになると思う。(以上、大変申し訳ありませんが、個人的な視点で記載させていただきました。)

大学生年代の親族に 新しい呼び名が登場「特定親族」

大学生アルバイトの就業調整に対応するために、令和7年度税制改正で新たに「特定親族」を設け特別控除を創設しました。所得税は令和7年分、住民税は令和8年度分からの適用です。

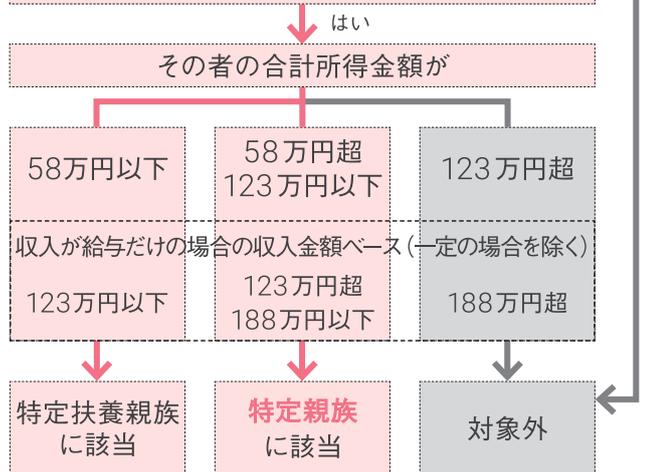
年齢19歳以上23歳未満の親族の判定

原則、その年12月31日の現況で、年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合には、令和7年度税制改正により、次のフローチャートで控除の対象となる親族かどうかを確認することとなります。

● 年齢19歳以上23歳未満の親族の判定

次のすべての要件に当てはまる、年齢19歳以上23歳未満の親族である

- 配偶者以外の親族（里子なども含む）である
- 納税者本人と生計を一にしている
- その年中に給与の支払を受ける青色事業専従者、白色事業専従者のいずれでもないこと



上記のとおり、特定扶養親族の所得要件が10万円引き上げられた他、合計所得金額が58万円を超えても123万円以下であれば、新たに設けられた「特定親族」に該当します。

控除額

納税者が特定扶養親族または特定親族に該当する親族を有する場合には、それぞれ次の控除が受けられます。

● 特定扶養親族（1人につき）

扶養控除として、次の控除額

控除額	
所得税	住民税
63万円	45万円

● 特定親族（1人につき）

特定親族特別控除として、特定親族の合計所得金額に応じた次の控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)*	控除額	
	所得税	住民税
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円	45万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円	45万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円	3万円

(※) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

参考：国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」他



職員コラム

「下町ロケットを見て」

森川 宜彦

最近、2018年に放送された池井戸潤原作のTBSドラマ「下町ロケット」を見ました。「下町ロケット」では、中小企業の「佃製作所」が困難を乗り越え、技術革新を通じて社会に貢献する姿が描かれています。特に、2018年の「下町ロケット」は、**農業分野における無人トラクターの開発がテーマ**で、**日本農業の未来**について取り上げていました。このドラマから見えた**技術革新**について、まとめてみたいと思います。



① スマート農業の台頭

無人トラクターはスマート農業の一環として位置づけられているようです。「スマート農業」はICTやロボット技術を活用し、省力化・高品質生産を実現する新たな農業形態としています。データの見える化、効率的な生産支援、経験や勘に頼らない科学的な農法への転換などが期待されているそうです。

② ビッグデータの活用

この実現に向けて、収穫、生育情報や気象データといったビッグデータの活用が必要になります。肥料の量や種類を過去のデータに基づいて設計し、トラクターに取り付けた作業機で散布するなど、**精密な作業が可能**です。



③ データ連携の重要性

農業機器のセンサー等とのデータ連携、気象や土壌、民間企業データの提供により、生産現場から流通・消費まで連携を広げる環境を構築し、CPS環境の構築をしています。

④ 優れた技術を社会に活用することの難しさ

安全性、セキュリティ、データ共有の技術、法律的な制限（無人の車が公道で走ることの法的整備）、顧客のニーズとの乖離（内製化要望）など、新規事業の難しさが描かれています。

⑤ 技術と社会の調和

リアルタイムの状況判断と未来予測が必要であるとともに、**倫理的・社会的な課題への対応が必要**です。



「下町ロケット」は**技術革新と共に、中小企業の存続・発展と人材育成について改めて考えさせられました**。コロナにより、テレワークやオンラインが始まり、生産性、効率性ということがより加速した印象がありましたが、実はそれ以前から進んでいたということが分かりました。ここ最近、**会計分野においても、この技術革新が感じられます**。電子帳簿保存法やインボイスの対応から会計ソフトの役割が変わり、経理業務と共に会計事務所の仕事が大きく変わろうとしていることを実感しています。**この流れに対応していかなければ、この先の未来に付いてはいけないということ**をこのドラマから感じました。元気の出るドラマなので、「下町ロケット」を是非ご覧ください。

令和7年9月5日(金)は、弊社は創業記念日
のため休業させていただきます。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。



労務トピック 遺族厚生年金の見直しについて

◆年金制度改革法案の成立

遺族年金の見直しをめぐり、SNS等に“5年で打切り”“大幅カット”といった投稿がなされ、国会議員に苦情が寄せられていると報じられていましたが、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」は、衆議院で修正のうえ、6月13日に成立しました。

なお、この遺族厚生年金の見直しは、2028年4月から施行される予定です。

◆既に遺族厚生年金を受給している方等は見直しの対象外

見直しの施行直後に原則5年の有期給付の対象となるのは、18歳年度末までの子がない、2028年度末時点で40歳未満の女性で、既に遺族厚生年金を受給している方や60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、2028年度に40歳以上になる女性には、影響はありません。

18歳年度末までの子がいる方は、子が18歳年度末になるまでの間の給付内容は現行制度と同じです。

◆「5年の有期給付」について

見直し後は、60歳未満で死別した場合、原則5年間の有期給付となりますが、この給付には加算が上乘せされ、5年有期給付の遺族厚生年金の額は現在の約1.3倍となります。要件を満たす方は、中高齢寡婦加算も支給されます。

また、障害年金受給権者や単身で就労収入が月額約10万円以下の方は継続給付として引き続き増額された遺族厚生年金が支給され、収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整されます。

◆遺族厚生年金の男女差の解消

現行では、女性が30歳以上で死別した場合に無期給付となる一方、男性は55歳未満で死別した場合給付がなく、55歳以上で死別した場合、60歳から無期給付となっています。

見直し後は、男女ともに収入要件がなくなり、支給要件も統一されることとなります。

【厚生労働省「遺族厚生年金の見直しについて」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00020.html



編 集 後 記

夏は寝苦しくて睡眠不足になりがち…というお悩みを持つ方々もたくさんいらっしゃると思います。成人においては、おおよそ6~8時間が適度な睡眠時間と考えられ、1日の睡眠時間は少なくとも6時間以上確保できるように努めることが推奨されています。ただし、実際に眠ることができる時間は加齢により徐々に短くなることがわかっており、15歳前後では約8時間、25歳で約7時間、45歳では約6.5時間、65歳では約6時間というように減少します。ただし、必要な睡眠時間は夏季に比べて冬季のほうが10~40分程度長くなることや、10時間以上の睡眠を必要とするロングスリーパーの存在など個人差があるため、ある程度は弾力的に考える必要があり、一定の睡眠時間の確保はもちろん重要ではありますが、睡眠によって十分な休養がとれている感覚である睡眠休養感を向上させることも同様に大切です。特に、日々多忙な方々の中には、平日の睡眠不足を休日に取り返そうと考えている方もいらっしゃると思いますが、実際にはこのような習慣で睡眠を「ためる」ことはできないそうです。むしろ、休日に寝だめをすることは、時差のある地域への旅行を繰り返すことに酷似しており、社会的時差ボケ(ソーシャルジェットラグ)を生じさせるそうです。このソーシャルジェットラグは、肥満や糖尿病などの生活習慣病だけでなく、脳や心血管系疾患の発症リスク、うつ病などの精神疾患のリスクにつながるそうです。休日に長時間の睡眠が必要な場合には、平日の睡眠時間が不足しているサインだと理解して、平日の睡眠時間の確保ができるように睡眠習慣を見直す必要があります。特に寝苦しい夏には、冷房を適度に使用して室温や湿度を調整し、必要に応じて冷感グッズの利用や夏でも湯船に浸かって体を温めるなど、快適な睡眠を取れるように心掛けていきましょう。 ※日本法令「よい睡眠を得るためには」西上貴志氏 記事抜粋 (編集担当 荻原)